

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開すべきである。

旅行代金見積書（以下「見積書」という。）中、

- ・専用車及びガイド代の単価及び金額内訳（以下「非公開情報1」という。）
- ・Wi-Fi レンタル代の単価及び金額内訳（以下「非公開情報2」という。）
- ・手配管理費の積算に関する部分（以下「非公開情報3」という。）

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和元年10月8日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

今年11月に予定されている「ペルー日本人移住120周年記念行事等訪問団派遣業務（以下「本件派遣業務」という。）」に係る選定された業者から徴収した見積書と選定業者と県とが交わした契約書

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、「ペルー日本人移住120周年記念行事等訪問団派遣事業業務委託について（令和元年10月4日）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして、令和元年10月23日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年11月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件行政文書のうちの見積書中、非公開情報1、非公開情報2及び非公開情報3の非公開決定を取り消し、全部公開とするよう求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

非公開情報1ないし3の各金額は、香川県議会において公開されている情報であって、非公開とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

特に、香川県議会に対する情報公開請求で、令和元年11月7日に審査請求人に公開・交付された「香川県議会ペルー日本人移住120周年記念行事等訪問団派遣業務」に係る選定された業者から徴収した見積書の写し（元議会第387号）は、本件行政文書と全く同じ派遣業務の、同じ業者からの見積書であり、香川県議会が公開した情報を、実施機関だけが非公開決定したのは情報公開の趣旨への理解不足ゆえと言わざるを得ない。

3 反論書による主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

見積書の各金額と割合は、派遣旅行直前の契約書に付けられた見積金額であり、香川県議会においても公開されている情報であって、非公開とする理由はない。特に、令和元年11月7日に審査請求人に公開・交付された「香川県議会ペルー日本人移住120周年記念行事等訪問団派遣業務」に係る選定された業者から徴収した見積書の写し（元議会第387号）は、本件行政文書と全く同じ派遣業務の、同じ業者からの見積書である。香川県議会が公開する必要性を理解しているとおり、「行政の透明性を確保」（条例前文）するために全ての金額と手配管理費の割合は公開する必要がある。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

契約書に添付する見積書中、各項目の単価や手配管理費の積算方法については、法人の内部管理情報にあたるため、同内容を一般に公開することで、当該法人のノウハウ等が判明し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるので、非公開とすべきと考えられる。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査にあたっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は非公開情報1ないし3の非公開決定を不服としているものであり、本件処分のうち個人の氏名及び法人の印影を非公開決定とした部分を争ってはいないと解されることから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

2 本件行政文書等について

(1) 本件派遣業務について

本件派遣業務は、南米にある県人会の活動を支援し、県と現地の県人との友好親善と関係強化を図るため、香川県知事が、令和元年11月に、ペルーへの日本人移住120周年を祝い開催された記念行事等に参加したものであり、当該記念行事は周年行事として10年ごとに実施されている。見積書は、香川県知事とその随行職員について、本件派遣業務に係る業務委託契約を業者と締結するに当たり、実施機関が当該業者から徴取したものである。

実施機関は、本件派遣業務の委託業者の選定に当たり、プロポーザル方式による選定を行い、選定された業者と令和元年10月4日に業務委託契約を締結している。

(2) プロポーザル方式による業者の選定について

プロポーザル方式とは、契約を締結するに当たり、その契約手続の前段階として実施する公募のことで、企画競争により契約の予定者を選定する方法の一つである。予定価格の範囲内で最低の価格(売り払いの場合には最高の価格)をもって入札をした者を落札者とする競争入札とは異なり、業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等の企画提案書を審査し、県にとって最も適切な想像力、企画力、技術力、経験などを持つ事業者を選定し、契約の予定者とする性質のものとなっている。

(3) 非公開情報1ないし3について

非公開情報1は、旅程の各日・各現地ごとに、当地で使用する専用車と通訳ガイドの代金を合わせた額を単価とし、その単価に数量を掛け合わせた合計金額である。また、非公開情報2は、審査会で見分したところ、

現地で使用する Wi-Fi ルーターのレンタル代金と送料を合わせた額を単価とし、その単価に数量を掛け合わせた合計金額である。非公開情報 3 は、選定業者が手配管理費として定めているパーセンテージとその金額である。

3 非公開情報該当性について

条例第 7 条第 2 号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、非公開情報 1 ないし 3 の本号該当性について、以下検討する。

審査会で見分したところ、見積書の非公開情報 1 及び 2 の単価部分については、いずれも本件派遣業務を遂行するに当たり、業務委託契約の締結業者（以下「契約業者」という。）が現地で使用するために独自に手配する商品・役務の単価であること、また、非公開情報 3 の手配管理の割合部分については、契約業者が委託業務の遂行に当たり、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の定めに基づき、旅行業務取扱料金として旅行費用の総額に一定の割合を乗じて設定するものであることが確認された。

そのため、非公開情報 1 ないし 3 を公にすることが契約業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかが問題となるところ、本件派遣業務は周年行事であり、今後相当な期間、同様の業務が行われることは考え難いこと、仮に同様の契約を締結するに当たっても、経済情勢の変化等により、その価格等に少なからず変化が生じているものと考えられ、非公開情報 1 ないし 3 が他の業者に流用されるとは考え難いこと、また、本件派遣業務に係る業者選定に当たっては、経費の額のみを評価するのではなく、業務に対する企画力や技術力等を評価するプロポーザル方式によって行われており、本件請求時点において既に委託契約も締結されていることから、非公開情報 1 ないし 3 を公にすることにより、契約業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれはなく、条例第 7 条第 2 号本文には該当しないものと認められ、公開すべきである。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

公開しない部分	公開しない理由
個人の氏名	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。(条例第7条第1号本文該当)
法人の印影	法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)
旅行代金見積書中、 ・専用車及びガイド代の単価及び金額内訳。 ・Wi-Fi レンタル代の単価及び金額内訳。 ・手配管理費の積算に関する部分。	法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人のノウハウ等が判明し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)